

ともしび園の指定取消について

1 ともしび園について

ともしび園は、生活介護と日帰りショートステイを実施する市の施設で、市が民間事業者に市立施設の管理運営を委任し、あらかじめ市と事業者の間で協定書を取り交わして運営する、指定管理者制度により運営されています。

2 入浴事故と事故の調査

令和6年2月5日 14 時頃、重度障害のある障害福祉サービス（生活介護事業）利用者が、生活支援員による機械入浴支援の際に、広範囲に重度のやけどを負う事故が発生しました。

事故を受け、市ではともしび園の指定管理者に対し、指定障害福祉サービス事業の監督庁による監査（福祉指導監査課）と市立施設の設置者としての指定管理者への調査（障害福祉課）、障害者虐待防止法に基づく調査（福祉総合相談課）の3つの調査を実施しました。

調査の結果、事故は指定管理者の組織的な不備を背景に起こったものとして、障害者総合支援法に定める障害者の人格尊重義務違反及び障害者虐待防止法に定める障害者虐待にあたると認めました。また、個別支援計画の作成において、利用者全員に対し長期にわたり適正に実施されていなかったことが明らかになり、それに伴い、過去5年間にわたり、多額の生活介護費を不正に受給していたという重大な法令違反が確認されました。

3 処分内容

調査結果を踏まえ、市は、令和6年11月18日に生活介護の指定取消と指定管理者の指定取消処分を行いました。現在の指定管理者によるともしび園の運営は、令和7年3月31日までとなります。

4 処分後の動き

市は、速やかに次の指定管理者の選定に向け令和7年2月から公募を開始します。

令和7年9月から施設運営を再開し、できるだけ早くサービスを提供することを目指します。

現指定管理者は、今後、法律、また指定管理契約の規定に基づき、利用者の皆様の新たな活動の場の確保に向けた支援を行います。市も生活介護事業所や計画相談支援事業所と連絡を取りながら、利用者の皆様の支援をするとともに、新たな通所先の確保のため、利用者の計画相談支援を担当する特定相談支援事業者や新たな受入先となる生活介護事業者に報償金（50,000 円～250,000 円）を支給します。